

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和4年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)等の規定に基づき、対象者の資格管理、状況受付、支払管理、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①児童手当の対象者の資格の確認・配偶者の所得情報の確認 ②状況受付の確認 ③支払い管理の確認 ④統計処理の確認
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲) 別表第一(56の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第44条第1～6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第19条、第44条 (主務省令における情報照会の根拠) 第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町子ども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町総務課 郵便番号:795-0392 住所:愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号:0893-44-6151

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 土居好弘	保健福祉課長 曾根岡伸也	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 曾根岡伸也	保健福祉課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の制限) 第19条、第44条 ※別表第二の30の項については、主務省令未公布。 (主務省令における情報照会の根拠) 第40条 ※別表第二の75の項については、主務省令未公布。	(主務省令における情報提供の制限) 第19条、第44条 (主務省令における情報照会の根拠) 第40条	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	内子町保健福祉課	内子町こども支援課	事後	組織改編に伴う変更
令和2年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長	こども支援課長	事後	組織改編に伴う変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月17日	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年12月17日	令和4年2月28日	事後	時点修正